

京都市訓令甲第7号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表福祉部長の項第10号中「次号及び第12号」を「以下この項」に改め、同項第12号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与、移動支援及び地域活動支援に関するものに限る。）の実施に関する事。ただし、精神障害者に関するものを除く。

別表福祉部長の項第11号中「及び精神障害者」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(12) 法によるサービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給決定に関する事。ただし、精神障害者に関するものを除く。

別表保険年金課長の項第2号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「第53条第4項」を「第53条第3項において準用する同法第52条第3項」に改め、「特定承認保険医療機関又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、特例療養費」を削り、同項第5号中「及び入院時食事療養費」を「、入院時食事療養費及び入院時生活療養費」に改める。

別表京北出張所長の項第34号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「第53条第4項」を「第53条第3項において準用する同法第52条第3項」に改め、「特定承認保険医療機関又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、特例療養費」を削り、同項第37号中「及び入院時食事療養費」を「、入

院時食事療養費及び入院時生活療養費」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)